

公立大学法人鳥取環境大学の中期目標について

設立団体の長である知事と鳥取市長は、公立大学法人鳥取環境大学が公立化後の6年間（H24～H29）において達成すべき業務運営に関する目標である「公立大学法人鳥取環境大学中期目標」を定め、法人に対しこの目標を達成するように指示しなければならない。

1 中期目標を定める根拠

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項

※ 知事及び鳥取市長は、中期目標の作成に当たっては、地方独立行政法人法（第25条第3項及び第78条第3項）により、公立大学法人鳥取環境大学評価委員会及び公立大学法人鳥取環境大学の意見を聴くとともに、県及び市議会の議決を経なければならない。

2 中期目標の概要

＜中期目標に規定すべき内容＞〔法第25条第3項及び第78条第2項〕

- ① 中期目標の期間
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- ⑥ その他業務運営に関する重要事項

3 中期目標の期間

平成24年4月1日～平成30年3月31日（6年間）〔法第78条第1項〕

4 今後の検討スケジュール

- ・ 中期目標素案の策定〔H23.12月〕
- ・ 中期目標最終案、中期計画・業務方法書等素案の策定〔H24.1月〕

→ 評価委員会の
意見を聴く

設立団体の長は、中期目標を定めるときに
あらかじめ公立大学法人の意見を聴き、その
意見に配慮する。

※公立大学法人設立前のため、経営・教育研究
審議会委員予定者等の意見を聴き実質的に
は議論し、中期目標案を作成する。法人設
立時に中期目標を策定した状態でスタート
する。

- ・ 中期目標最終案を県議会・市議会へ提案〔H24.2月〕
- ・ 公立大学法人鳥取環境大学に意見を聴き、中期目標を策定〔H24.4月〕

5 中期目標策定の考え方

中期目標は法人業務運営の根幹を成す目標や指針を定めるものであり、地方独立行政法人法では法人の自主性・自律性が尊重されている。そして、法人は設置団体による中期目標の指示を受け自ら定めた中期計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施することとなる。

しかしながら、鳥取環境大学が公立化に至った経緯を考えると、大学の自主的な努力を促しつつも、設置者である県と鳥取市は大学運営への適切な関与が必要となる。

そこで、法人が達成すべき目標やその達成のために大学が考えるべき到達目標値・行動計画を中期目標の中で示し、設置者である県・鳥取市は、その目標や行動の進捗管理によって、法人が持続安定的に運営できるよう必要な指導等を行う。

案

中期目標に規定すべき内容	公立大学法人鳥取環境大学の中期目標の骨子
	<p style="text-align: center;"><基本的な目標></p> <p style="text-align: center;">「人と社会と自然との共生」の実現に貢献するため、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を目指す。</p>
①中期目標の期間	<p style="text-align: center;">中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p style="text-align: center;">24. 4. 1～30. 3. 31</p>
②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p style="text-align: center;">大学の教育等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>①教育の成果 環境マインドを身に付け、世界で活躍できる実践的な能力を有した人材の育成</p> <p>②教育内容 入学者受入方針の明確化、留学生等意欲ある者の受入</p> <p>③実施体制 人事制度構築、評価制度の導入、教員の任期制導入、ファルティ・デベロップメントの充実</p> <p>④質の改善及び向上 教育目的の達成状況の確認、授業科目の到達目標と成績評価基準の明確化</p> <p>⑤教育研究組織の見直し 教育研究活動の充実と社会の要請に対応した適切な見直し</p> <p>⑥教育環境の整備 学習環境の整備、図書資料の充実</p> <p>⑦学生支援 学習支援、相談体制の整備、キャリア教育の充実などの就職支援</p> <p>2 研究に関する目標</p> <p>①研究水準、研究の成果 学内相互連携、学外との共同研究の推進</p> <p>②研究実施体制の整備 研究活動の促進と研究成果の地域への還元</p> <p>3 社会貢献に関する目標</p> <p>①地域社会との連携 TORCの研究成果の継承発展、地域活性化を担う人材育成</p> <p>②国際交流 海外大学との積極的交流、留学生受入</p> <p>③地域の学校との連携 県内小中学校、高校との連携強化、大学の研究成果の提供</p>
③業務運営の改善及び効率化に関する事項	<p style="text-align: center;">業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 機動的・積極的な経営体制の構築</p> <p>2 地域に開かれた大学づくりの推進</p> <p>3 効率的な組織・人事制度の構築と人材育成の計画的展開</p> <p>4 事務の効率化・合理化の実施</p>
④財務内容の改善に関する事項	<p style="text-align: center;">財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 志願者確保</p> <p>2 自己財源の増加</p> <p>3 経費の抑制</p> <p>4 資産の運用管理の改善</p>
⑤教育・研究・組織・運営の状況について自ら行う点検・評価・当該状況に係る情報の提供に関する事項	<p style="text-align: center;">点検・評価・情報公開に関する目標</p> <p>1 法定協議会によるチェック体制</p> <p>2 自己の点検評価</p> <p>3 中間評価の実施</p> <p>4 情報公開の推進と広報活動の積極的な展開</p>
⑥その他業務運営に関する重要事項	<p style="text-align: center;">その他業務運営に関する重要事項に関する目標</p> <p>1 施設設備の整備活用</p> <p>2 安全管理対策の推進</p> <p>3 人権意識向上のための取り組み</p>
	中期目標の達成に向けた指標